

食育推進計画(第2次)の体系

(計画期間:平成23年度~平成27年度)

福岡市食育推進計画(第2次)の策定について

食育推進計画とは

- 食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画。
- 今後の食育推進の方向性を定めるとともに、食及び食に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本方針。
- 広く、行政を含め、教育関係者、保護者、農林漁業者、食品関連事業者等の関係団体並びに市民がそれぞれの役割に応じて連携・共働しながら食育に取り組むための基本指針。
- 計画期間 平成18年度~平成22年度(第1次)
平成23年度~平成27年度(第2次)

食育推進の基本理念

家庭、地域、学校、職場などとの連携のもと、子ども期からの基礎的な食習慣の確立を図るとともに、福岡の豊かな農林水産物の活用を通じ、食の大切さへの理解を深めることにより豊かな人間形成を目指す。

食育推進の視点

- (1)生涯を通じた健全な食生活の確立と実践
- (2)地域に根付いた食育の支援
- (3)市民運動による食育の推進

具体的な施策の方向性

- (1)家庭・地域における食育の推進
- (2)学校・保育所等における食育の推進
- (3)生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化
- (4)食文化の継承と国際交流
- (5)安全安心な食生活

第2次計画の基本的考え方

- 食育が着実に推進している現行の計画を基本的に踏襲する。
- 課題として浮かび上がった部分についてはより積極的に施策に盛り込む。〈次期計画の目標設定等〉
- 現行目標の見直し、○新たな指標による目標の設定

食育産業への効果的アプローチが必要。

若い世代の食生活

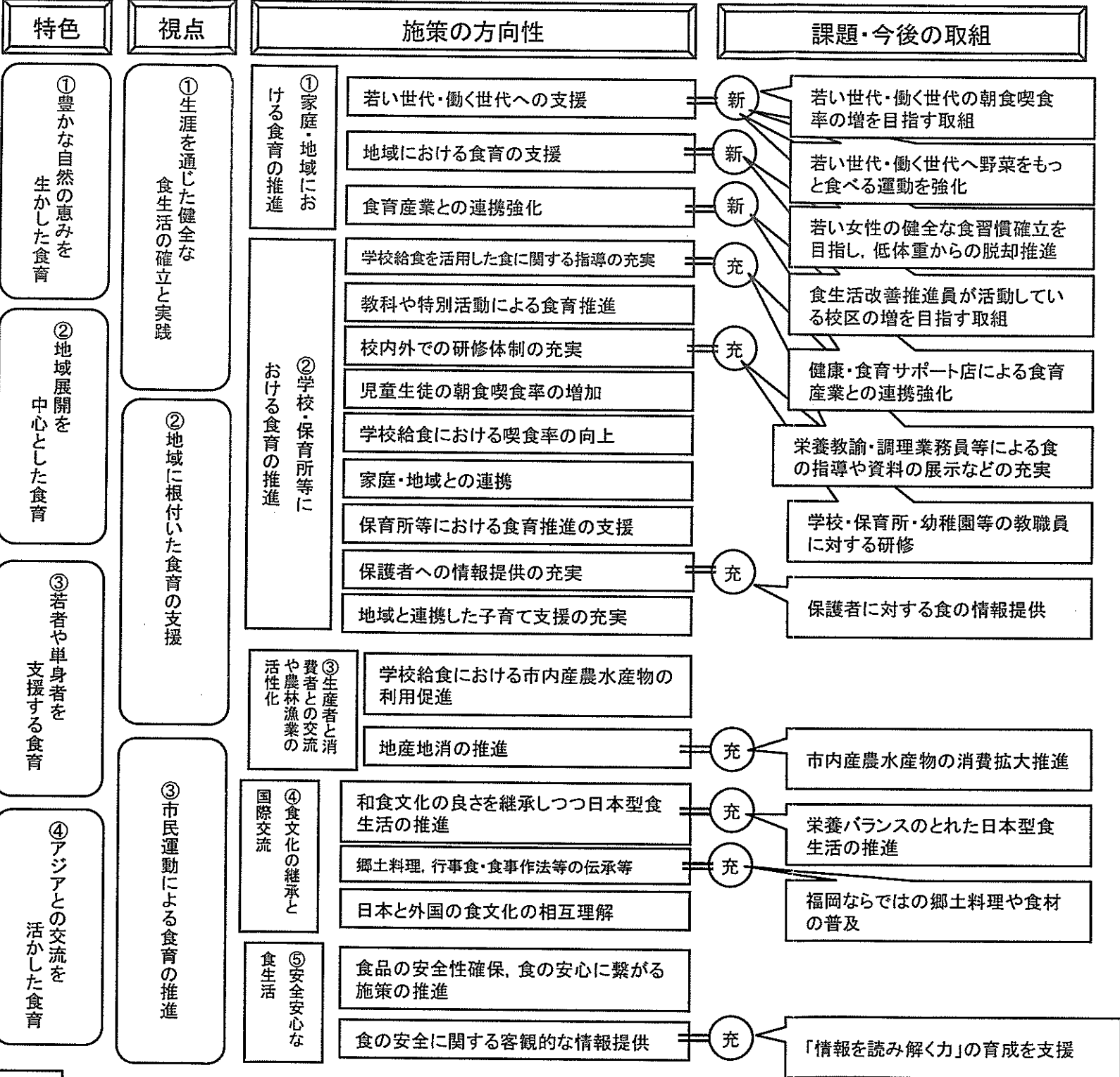
- ・朝食摂食率
- ・体型(低体重)

市、地域における関係者との更なる連携

解決できていない課題

意識から行動変容へ

食育の意識は高まったが、行動へ結びついていない。



数値目標(抜粋)

(1)食育を実践している市民の割合	21年度⇒27年度
(2)福岡市栄養成分表示の店事業の協力店舗数	65.2%⇒80%
(3)バランスのよい食事を取る事を心がけている高校生の割合	140店⇒300店
	63.6%⇒80%

新 : 新たな取組
 充 : 充実強化する取組